

令和 2 年 10 月 16 日

緩和ケアセンター長 湯浅典博

緩和ケアセンターにおける家族の面会について

現在、緩和ケアセンターでは、患者家族は主治医の許可のもとに面会できます。面会者には新型コロナウイルス感染症に対する対策をいただいておりますが、今後、インフルエンザの流行時期が重なるため、感染対策が更に重要となっております。

そこで、緩和ケアセンターにおける感染対策強化のために、面会制限の基準を以下のようにします。最期の看取りの際は、この限りではありません。

面会許可者： 配偶者・親・子ども・兄弟・キーパーソン（県外在住可）

面会方法： 入室は 2 名まで。1 日 1 回。

患者さん、面会者の両者がマスク着用できれば 30 分以内。

患者さんまたは面会者のどちらかががマスクを着用できなければ
15 分まで。

付添い者がいる場合は、付添い者を併せて 2 名まで。